

実地検査指導事項票 指定介護機関

検査日：令和 年（ 年） 月 日（ ）。 事業者名称： _____。

事業所名称： _____。

検査員所属：八王子市 福祉部 指導監査課 介護・高齢担当 _____。

検査員氏名： _____。

- 1 この指導事項票は、指定介護機関が遵守すべき主な項目を記載しており、検査員が検査当日に遵守されていないと認められた指導事項について、指定介護機関の方と、相互にその内容を確認するためのものです。
- 2 下表の指導事項欄にチェックした項目が、遵守されていないと認められた指導事項です。
- 3 後日通知する「検査結果」により、文書で改善を指示しなかった事項が、口頭での指導事項に該当します。この口頭での指導事項についても、改善を図ってください。
- 4 今後、精査・確認等により、後日、この指導事項票を差し替えることがあります。

指導事項	検査項目	確認欄	備考
指定介護機関の義務			
	1 介護担当義務		
	（１）福祉事務所長等から委託を受けた、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）について、誠実かつ適切にその介護を担当しているか。		
	（２）生活保護法（昭和25年法律第144号）及び指定介護機関介護担当規程（平成12年3月31日厚生省告示第191号）を遵守しているか。		
	保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたとき、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な理由がなく拒んでいないか。		
	要介護者に対し介護サービスを提供するに当たって、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめているか。		
	要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるとき、速やかに、要介護者が所定の手続きをすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えているか。		
	要介護者及び保護の実施機関から生活保護法に基づく証明書又は意見書等の交付を求められたとき、無償でこれを交付しているか。		
	要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しているか。		
	介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しているか。		
	要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しているか。 ・要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。 ・要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。		
	その他指導事項等		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
	2 介護方針及び介護報酬		
	(1) 介護保険法に基づき、適正に介護サービスを提供し、介護報酬を請求しているか。		
	(2) 厚生労働大臣の定めた「介護方針及び介護報酬」等を遵守しているか。(1) によることができないとき、及び(1)によることが適当としないとき。		
	利用者が選定する特別な居室及び療養室の提供を行っていないか。 (短期入所生活介護、短期入所療養介護)		
	入所者が選定する特別な居室の提供を行っていないか。 (地域密着型介護老人福祉施設)		
	入所者が選定する特別な居室の提供を行っていないか。 (介護老人福祉施設)		
	入所者が選定する特別な療養室の提供を行っていないか。 (介護老人保健施設)		
	入院患者が選定する特別な病室の提供を行っていないか。 (介護療養型医療施設)		
	利用者が選定する特別な居室及び療養室等の提供を行っていないか。 (介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護)		
	介護保険法が規定する特定入所者に、基準費用額を超える食事又は居室の提供を行っていないか。 (指定介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護)		
	特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合、食費又は居住費の負担限度額を超える額の支払を受けていないか。 (指定介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護)		
	介護保険法が規定する特定入所者に、基準費用額を超える食事又は居室の提供を行っていないか。 (介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護)		
	特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合、食費又は滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けていないか。 (介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護)		
	入居にかかる利用料が住宅扶助により入居できる金額か。 (特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護)		
	ケアプランにおいて、生活保護法による指定を受けていない居宅介護サービス事業者を用いていないか。(居宅介護支援、介護予防支援)		
	本来施設において負担すべき内容(おむつ代及びおむつ洗濯代等)の経費について、介護施設入所者基本生活費から支出していないか。(介護施設)		
	3 標示の義務		
	業務を行う場所の見やすい箇所に「生活保護指定(介)」と掲示しているか。		
	その他指導事項等		